GO! https://www.jfaiu.gr.jp

第23期13号（通刊253号）
2022年9月30日

航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：酒井 雄介　〒144-0041東京都大田区羽田空港1-6-5 第5綜合ビル5階　TEL (03) 5708-7161　FAX (03) 5708-7163

政策実現総行動を実施!!

令和５年度予算概算要求および税制改正に関する政策要望の実現に向けて

各省庁が8月末までに取りまとめる令和5年度予算概算要求および税制改正へ航空連合の政策を反映させることを目的に、例年8月を中心に「政策実現総行動」を実施しています。

今期は、前期に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応も含めて、国土交通省や財務省、経済産業省、厚生労働省、環境省、内閣官房などの行政機関や、立憲民主党、国民民主党、定期航空協会、全日本空輸（株）、日本航空（株）などの関係各所に、航空連合政策議員フォーラムメンバーとともに要請しました。

今後は12月末を目処に、予算、税制に関する政府案の取りまとめが行われる予定であり、今年度末で空港使用料や航空機燃料税の緊急的な減免措置が終了するなど、大きな節目を迎えることから、関係する省庁への働きかけを強化していきます。

令和5年度概算要求・税制改正に関する航空連合の要請先と主な要望項目

要請先	主な要望項目
国土交通省 航空局 国土交通省 観光庁 財務省 主計局・主税局 経済産業省 資源エネルギー庁 厚生労働省 環境省 内閣官房 立憲民主党・国民民主党 定期航空協会 ANA・JAL	❶雇用維持のための支援の継続 ❷需要の回復を見極めた公租公課の減免 ❸入国制限の積極的な緩和による経済効果の最大化 ❹入国制限の緩和に即した検疫体制構築のための適切な予算措置 ❺地上業務等へのイノベーション支援 ❻需要の創出・回復につながる助成制度構築 ❼原油市況の高騰に対する継続的な支援 ❽航空保安体制の強化と適切な財源の確保 ❾持続可能な航空燃料（SAF）の安定供給に向けた適切な予算措置 ❿地球温暖化対策における公共交通機関への配慮と公平性の確保 （行政機関に対しては、該当する項目のみを要請）

財務省主税局　8月22日
（左から４人目が住澤 整 局長）

財務省主計局　8月22日
（左から４人目が新川 浩嗣 局長）

内閣官房　8月22日
（左から４人目が指田 徹 内閣参事官）

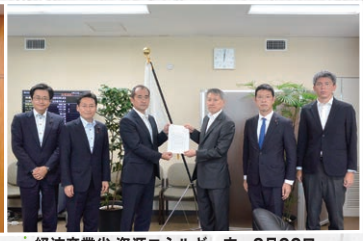

経済産業省 資源エネルギー庁　8月22日
（右から３人目が保坂 伸 長官）

厚生労働省　8月22日
（右から2人目が佐々木 昌弘 生活衛生・食品安全審議官）

環境省　8月22日
（左から３人目が小森 繁 大臣官房審議官）

国土交通省 航空局　8月22日
（左から４人目が新垣 慶太 次長）

国土交通省 観光庁　8月22日
（右から４人目が黒須 卓 総務課長）

全日本空輸株式会社　8月24日
（左が井上 慎一 社長）

立憲民主党　8月25日
（左から２人目が泉 健太 代表）

国民民主党　8月26日
（右が玉木 雄一郎 代表）

定期航空協会　8月31日
（左が大塚 洋 理事長）

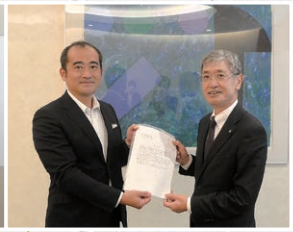

日本航空株式会社　9月6日
（右が赤坂 祐二 社長）

※上記の各写真では、撮影時のみマスクを外しています。

航空連合ビジョン

いつの時代も社会から必要とされ、働く仲間がやりがいを感じ、誇りをもって働ける産業

JFAIU Japan Federation of Aviation Industry Unions

航空連合 第23期 安全シンポジウムを開催！

7月7日（木）、第23期安全シンポジウムをオンライン配信で開催し、加盟組織を中心に155名が参加しました。

航空関連産業は引き続きコロナ禍の影響を大きく受け、各職場における働き方にも大きな影響を与えています。今年に入り、少しずつ旅客需要の回復が見られていますが、今後の本格的な回復期を見すえ、あらためて安全運航の堅持は産業の存立基盤であることを肝に銘じ、職場の安全風土を見つめ直していく必要があります。

このような観点から、今回のシンポジウムでは、企業組織の安全風土に関する専門家から最新の知見を学び、各職場における点検に活かすことをめざすとともに、従来から問題となっている機内における盗撮行為に関する法的な論点や今後の見通しについて講話をいただきました。

報告 「航空安全に関わる航空連合の取り組み」

古藤田 裕　航空連合　副会長／航空安全委員長

●航空連合の安全政策

航空連合は、結成当初から職場の視点に基づく航空安全政策を推進しており、機内迷惑行為防止法の制定や、近年では航空保安に関する航空法改正を実現してきた。特に航空保安については、2021年6月に法制化され、2022年3月に保安検査の受検義務化・危害行為防止基本方針策定などを含めて施行されている。保安検査員の処遇改善や検査の質の高度化、適正な費用負担のあり方については、継続課題として取り組んでいく。

●政策議員フォーラムとの連携

政策議員フォーラムメンバーとの連携により、直近ではAuto ELTの規制緩和や、機内でのマスク着用徹底に取り組んでいる。Auto ELTについては、定時性・生産性の観点で整備の職場から継続的に挙げられてきた課題だが、航空局との政策協議では前進が難しかった。今期、所管する総務省への要請が初めて実現し、今後の進捗が期待される※。機内でのマスク着用に関しては、インバウンド旅行客への徹底が重要となる。

●新技術の導入に関わる対応

今年3月に、いわゆる「空飛ぶクルマ」やドローンなど、次世代航空モビリティに関する試験飛行のガイドラインが策定・公表された。今後、社会実装・事業化が進むと見込まれるなか、機体の安全性基準の設定や操縦者の技能要件など、国際機関や諸外国の動向もふまえた環境整備が急務である。航空連合として、民間航空機の安全運航が阻害されることがないよう、空域の活用など様々な観点で課題認識をもって提言していく必要がある。

●需要回復期に向けた課題

今後の需要回復期を見すえれば、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響によって働く環境が大きく変化するなか、航空関連産業の根幹をなす安全について、あらためて万全を期す必要がある。また、お客様の増加をふまえ、機内の安全秩序を保持していくことも大変重要になる。かねて盗撮行為など、客室乗務員の職務執行を妨げる事例が生じており、最新の知見も獲得しながら、いっそう対応を強化していく。

※2022年9月15日にAuto ELTに関する規制緩和が実現。

講演1 「職場の安全課題とその克服に向けて ～変化する環境に対応して～」

講師：余村 朋樹　氏　公益財団法人 大原記念労働科学研究所　研究部 部長

●人の特性を中心とした組織安全のアプローチ

安全文化とは、ある組織に属する個人が、平常時以外の状況に置かれた場合でも平常時と同じ行動を起こせるよう、組織に属する全員が「組織的に体制を整える必要がある」という認識を共有している状態を指す。「人は置かれた状況により間違いを起こす」という人の特性を念頭に業務をデザインすることが、組織の安全文化構築に資する。また、ヒューマンエラーは、事象に対する社会的な責任所在の追及がおこなわれがちであるが、再発防止の観点からは科学的なアプローチ（どのような条件が揃うとエラーが生じるのか）が重要である。

●安全文化の構築に向けたポイント

安全文化に影響を与えうるものとして、組織の「体制的要因」と「風土的要因」があり、両者は相互に作用している。安全に関わる組織体制を構築する上では、経営と現場のコミュニケーションが重要であるが、現場では「言ってもしょうがない（学習性無力感）」や「言う事で迷惑をかけたくない（配慮・忖度）」という空気になっている場合が多い。こうした風土は、組織に属する「人」の普段の言動から形成されるものであり、組織内のあらゆる場面や関係性において醸成されていることを意識しておく必要がある。また、組織的な取り組みをおこなう際は、結論に加え過程も共有することで、その後の浸透度合いは大きく変わってくる。

●地域・協力会社を含めた安全文化構築の重要性

グループ運営をしている企業では、特定の1社の安全文化が優れていればよいということではなく、グループ全体で取り組む必要がある。また、地域と密接に関わっている産業では、関係者間の連携・信頼を強固なものにすることが重要であり、安全に対する認識をすり合わせ、最適解をめざす必要がある。労働組合は、「人」を中心とした安全文化の構築、さらにその先にある持続可能な産業を創り上げていくために、地域・協力会社・サプライヤーも含めた全体最適を図る架け橋となることができる組織であり、果たす役割は大きい。

講演2 「機内における『盗撮』に関わる法的課題と今後の見通し」

講師：上谷 さくら　氏　桜みらい法律事務所 弁護士

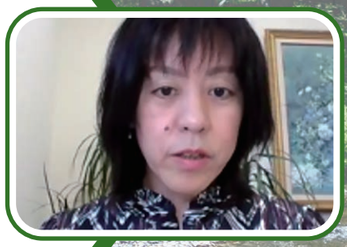

●盗撮の法的問題点

現在の法体系では、盗撮を網羅的に取り締まることができないという問題がある。各都道府県の条例を適用するケースが最も多いが、実務上、多くは示談によって終結している。また、軽犯罪法や住居侵入罪を適用する場合もあるが、罰則が非常に軽いことや、被害者が法で守られる対象にならないなど十分ではない。盗撮犯500人以上への調査・分析では、罪の意識が希薄なこと、犯人像として「大卒・会社員・既婚」が典型であること、また、初犯から検挙まで平均8年を要しており、その間に1,000回以上、行為に及んでいる可能性があることなどが明らかになっている。

●航空業界における課題

航空業界で起きた事案として、2012年にJALグループ運航便において、客室乗務員のスカート内を盗撮したとして被疑者が逮捕されたことがあった。しかし、県境をまたぐ航空機の特性上、行為地の特定ができず、いずれの迷惑防止条例も適用困難との理由で、処分保留・釈放となった。実際には行為地の特定はできるはずだが、条例という扱い、また捜査の手間などが考慮されて見送られた。その後も同様の事案が生じているが、こうした経緯もあり、現場で迷いやあきらめが生じていることは大きな問題である。

●法制化に向けた状況

現在、法務省の審議会では、これまでの検討会などでの経緯も踏まえ、刑法に「撮影罪（仮称）」を創設する方向で議論されている。ただし撮影対象は「下着」などとなり、制服の上からの撮影は対象外である。一方で、撮影画像の提供行為を厳しく罰することや、画像の没収・消去を可能とすることが検討されている。「撮影罪」は2023年の国会で審議される見通しである。成立すれば、警察もマスコミも大きく取り上げることとなり、抑止力となることが期待される。航空業界の対応として、事前の広報活動、さらには機内アナウンスによる周知が重要である。一方、法律が整備された場合でも、盗撮が疑われる場合の実際の対応には、日頃からの十分な訓練が必要となる。

地方航空連合における政策実現に向けた取り組み

航空連合の各地方組織では、地域や空港固有の課題を中心に、国土交通省空港事務所、地方自治体、空港ビル会社などに要請をおこなっています。第23期地方組織の要請先（調整中を含む）は以下のとおりです。

要請先	
北海道	北海道庁、北海道エアポート（株）
成田	国土交通省、成田国際空港（株）、千葉県、成田市
東京	国土交通省、日本空港ビルデング（株）、東京国際空港ターミナルビル（株）、京浜急行電鉄（株）、京浜急行バス（株）、東京空港交通（株）、東京モノレール（株）
愛知	中部国際空港（株）
大阪	関西エアポート（株）
福岡	佐賀県、福岡国際空港（株）、北九州エアターミナル（株）、佐賀ターミナルビル（株）
沖縄	国土交通省、沖縄県、那覇空港ビルディング（株）、石垣空港ターミナル（株）、宮古空港ターミナル（株）

地方航空連合では

航空連合の各地方組織では、職場からあげられた空港の施設や空港アクセスなどに関する改善要望を取りまとめ、関係先に対して粘り強く要請を実施することで、これまでも多くの身近な問題を解決してきました。

今後も、組合員の皆さんからのご意見・提案をお待ちしております。

2022年3月、羽田空港と川崎市殿町地区を結ぶ「多摩川スカイブリッジ」が完成（航空連合東京）

第23期に実現した要請事例

- 成田空港第２ターミナル化粧室ドアを折れ戸タイプに改修（航空連合成田）
- 羽田空港第１・第２ターミナル駅の英語表記をわかりやすく修正（航空連合東京）
- 中部空港スポットの通行帯照明が新設（航空連合愛知）

国土交通省東京航空局成田空港事務所へ要請（右：航空連合成田・関根会長）

東京国際空港ターミナルビル（株）へ要請（左：航空連合東京・西村会長）

中部国際空港（株）へ要請（左：航空連合愛知・渡辺会長）

福岡国際空港（株）へ要請（左から４人目：航空連合福岡・立入会長）

北九州エアターミナル（株）へ要請（左から２人目：航空連合福岡・伊藤副会長）

航空連合は、航空関連産業で働く仲間・労働組合が大同団結し、産業の魅力の向上や基盤の強化に向けて1999年10月に結成された、航空労働界を代表する最大の産業別労働組合です。57の企業別組合の45,310人（うち客室乗務員約１万5000人）で構成され、ナショナルセンター「連合」に加盟しています。

フォローをお願いします！ Facebook

Follow me! Instagram

会長Twitter始めました！ Twitter

ニュース・航空連合へのご意見はE-mailでお受けしています。

アドレス avinet00@jfaiu.gr.jp

ホームページ https://www.jfaiu.gr.jp

アルコール関連相談窓口をご活用ください。

航空関連産業での飲酒に係る不適切事案の根絶に向けて、定期航空協会が無料の相談窓口を設けております。航空会社に所属する方のみならず、航空連合加盟組織の皆様も利用可能です。相談内容は決して、勤め先企業にも定期航空協会にも伝わりませんので、お気軽にご相談ください。

この印刷物は再生紙を使用しています。